

令和6年度

高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高梁市監査委員



高 市 監 第 8 7 号
令 和 7 年 8 月 22 日

高梁市長 石 田 芳 生 様

高梁市監査委員 宮 本 健 二

高梁市監査委員 川 上 博 司

令和 6 年度高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条
第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度高梁市健全化判断比率及び
資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しまし
たので、その結果について次のとおり意見書を提出いたします。

目 次

第1	審査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2	審査の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3	審査の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4	審査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5	審査の意見	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	算定対象会計	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	健全化判断比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)	実質赤字比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)	連結実質赤字比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(3)	実質公債費比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(4)	将来負担比率について	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3	資金不足比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	13

- (注) ① 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引数値である。
- ② 比率・割合は、原則として小数点第2位を四捨五入した。
このため計数が一致しない場合がある。
- ③ 各表中比較増減の減は、△印で表示した。

令和6年度高梁市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年8月18日から令和7年8月22日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを関係書類等を照合、審査するとともに関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されていると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

第5 審査の意見

令和6年度の健全化判断比率(4指標)については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額を生じておらず、実質公債費比率は11.3%で前年度と変わらず、将来負担比率の57.9%は、前年度に比べ9.8ポイント増加した。

特別会計のうち公営企業会計では、全会計で資金不足額が生じなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

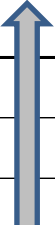
当年度は、大型事業の整備に加え、物価高騰と人件費の上昇などの社会環境の変動により、歳入、歳出とも決算規模は、前年度を上回る結果となった。

上記指標は、いずれも早期健全化基準を下回る結果となっているものの、本市の財政状況は決して楽観視できるものでない。

本市を取り巻く環境は厳しさを増しているが、引き続き健全な財政運営に努めるとともに、次世代の負担を少しでも軽減するため、一層尽力されたい。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分			対 象 会 計 等	財政健全化比率等						
				実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率		
一般会計等	一般会計		一 般 会 計							
	特別会計	へき地診療所特別会計								
		養護老人ホーム特別会計								
		畑地かんがい事業特別会計								
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計								
		後期高齢者医療特別会計								
		介護保険特別会計								
		特別養護老人ホーム特別会計								
	公営企業会計	法適用	水道事業特別会計							
			国民健康保険成羽病院事業会計							
			下水道事業特別会計							
	*	地域開発事業特別会計								
一部事務組合 ・広域連合	高梁地域事務組合									
	岡山県市町村総合事務組合									
	岡山県後期高齢者医療広域連合									
	岡山県市町村税整理組合									
	岡山県広域水道企業団									
地方公社・ 第三セクター等			(公財)成羽町美術振興財団							

*は、法非適用企業会計

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	12.86	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.86	30.00
(3) 実質公債費比率	11.3	11.3	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	48.1	57.9	350.0	

※注 (1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率はマイナスとなるため、便宜上「—」で記載している。

以下、その他の指標も同様の扱いとする。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額を生じていないため算定されない。

実質公債費比率は11.3％で、前年度と同値となっており、早期健全化基準25.0％を下回っている。

将来負担比率は57.9％で、前年度に比べて9.8ポイント増加し、早期健全化基準350.0％を下回っている。

以上のとおり、いずれも、基準値を超えておらず、健全段階の範囲内である。

＊ 早期健全化基準、財政再生基準

早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令により定められている。

この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(1) 実質赤字比率について

主要な会計である一般会計等に生じている赤字の程度を、市の財政規模に対して単年度で指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (-937,359千円)*}}{\text{標準財政規模 (13,928,412千円)}} \times 100\%$$

* 黒字の場合は負の値

区 分	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.86	20.00

実質収支額が9億3,735万円の黒字のため、実質赤字比率はない。

① 一般会計等の実質収支額

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和6年度	対前年度比較	
			増減額	増減率
歳 入 総 額	27,543,376	31,062,896	3,519,520	12.8
歳 出 総 額	26,335,846	29,969,119	3,633,273	13.8
歳 入 歳 出 差 引 額	1,207,530	1,093,777	△ 113,753	△ 9.4
翌年度に繰り越すべき財源	312,249	156,418	△ 155,831	△ 49.9
一 般 会 計 等 実 質 収 支 額	895,281	937,359	42,078	4.7

② 標準財政規模

(単位：千円・%)

（単位：百万円）

区 分		令和5年度	令和6年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
標 準 財 政 規 模		13,938,543	13,928,412	△ 10,131	△ 0.1
内 訳	標 準 税 収 入 額 等	4,854,378	4,891,146	36,768	0.8
	普 通 交 付 税	9,015,933	9,005,862	△ 10,071	△ 0.1
	臨時財政対策債発行可能額	68,232	31,404	△ 36,828	△ 54.0

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額からなる。

健全化判断比率は、標準財政規模に対する比率であるため、標準財政規模の増加は、財政状況がプラスの方向性を表す。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}(-2,926,528\text{千円}) *}{\text{標準財政規模}(13,928,412\text{千円})} \times 100\%$$

* 黒字の場合は負の値

区 分	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	17.86	30.00

連結実質収支額が29億2,652万円の黒字のため、連結実質赤字比率はない。

実質収支額及び資金不足（剰余）額

(単位：千円・%)

会計名			対象会計等	実質収支額・資金不足額（又は剰余額）			
				令和5年度	令和6年度	対前年度比較	
						増減額	増減率
一般会計等	一般会計	一般会計	893,918	936,775	42,857	4.8	
		へき地診療所特別会計	0	0	0	—	
		養護老人ホーム特別会計	0	0	0	—	
		畑地かんがい事業特別会計	1,363	584	△ 779	△ 57.2	
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計	28,929	42,944	14,015	48.4	
		後期高齢者医療特別会計	953	671	△ 282	△ 29.6	
		介護保険特別会計	182,529	184,339	1,810	1.0	
		特別養護老人ホーム特別会計	0	0	0	—	
	公営企業会計	法適用	水道事業特別会計	716,065	693,683	△ 22,382	△ 3.1
			国民健康保険成羽病院事業	1,077,438	851,233	△ 226,205	△ 21.0
			下水道事業特別会計	147,835	197,264	49,429	33.4
		*	地域開発事業特別会計	26,450	19,035	△ 7,415	△ 28.0
合 計			3,075,480	2,926,528	△ 148,952	△ 4.8	

*は、法非適用企業会計

令和6年度の連結実質収支額は、対前年度比で、1億4,895万円減少している。

これは、主として一般会計が増となるも、水道事業特別会計及び国民健康保険成羽病院事業会計が減となったためである。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の額が、全会計の中で占める割合を3か年平均で示したもの。18%以上になると地方債の借入に許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の借入が制限される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{\text{*標準財政規模} - D} \times 100\%$$

A：元利償還金 B：準元利償還金 C：特定財源 D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

*標準財政規模 13,928,412千円

実質公債費比率の推移表

(単位：%)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 比較増減
実 質 公 債 費 比 率	3か年平均	11.8	11.3	11.3	0.0
	単年度	12.8	10.4	10.8	0.4

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円・%)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 比較増減率
A	元利償還金（繰上償還額を除く）	3,986,569	3,870,827	3,720,154	△ 3.9
B	準 元 利 償 還 金	777,634	695,087	742,171	6.8
C	特 定 財 源	153,295	212,335	235,904	11.1
D	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	3,251,149	3,243,294	3,051,036	△ 5.9

単年度の実質公債費比率は10.8%で、前年度と比較すると0.4%増加している。

また、3か年平均は11.3%で、前年度と同値となっている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等の借入金残高や将来支払う可能性のある負債等、現時点での残高の程度を示すもので、この値が高くなるほど将来の財政を圧迫する可能性が高くなる。

当市における早期健全化基準は350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{*標準財政規模} - \text{C}} \times 100\%$$

A：将来負担額 B：充当可能な財源 C：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
*標準財政規模 13,928,412千円

将来負担比率の推移

区 分	令和5年度	令和6年度	増減
将来負担比率	48.1	57.9	9.8

将来負担比率算定の内訳

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
A 将来負担額	41,459,700	43,469,124	2,009,424	4.8
B 充当可能な財源	36,308,849	37,165,669	856,820	2.4
C 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,243,294	3,051,036	△ 192,258	△ 5.9

A 将来負担額

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
1 地方債の現在高	30,948,825	32,921,920	1,973,095	6.4
2 債務負担行為に基づく支出予定額	37,958	32,894	△ 5,064	△ 13.3
3 公営企業債等繰入見込額	6,092,273	6,067,131	△ 25,142	△ 0.4
4 組合負担等見込額	228,565	202,800	△ 25,765	△ 11.3
5 退職手当負担見込額	4,152,079	4,244,379	92,300	2.2
6 設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0	—
7 連結実質赤字額	0	0	0	—
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	41,459,700	43,469,124	2,009,424	4.8

B 充当可能な財源

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
充当可能基金(財政調整基金ほか)	7,410,651	6,702,077	△ 708,574	△ 9.6
特定財源見込(都市計画税ほか)	933,242	1,177,021	243,779	26.1
基準財政需要額算入見込(地方債現在高)	27,964,956	29,286,571	1,321,615	4.7
合 計	36,308,849	37,165,669	856,820	2.4

C 基準財政需要額算入見込額

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減額	増減率
基準財政需要額算入見込(元利償還金・準元利償還金)	3,243,294	3,051,036	△ 192,258	△ 5.9

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものである。

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることになる。

資金不足比率	=	$\frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める事業の規模}}$	×100%
--------	---	--	-------

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化 基 準
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—	20.0
国民健康保険成羽病院事業会計	—	—	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	—	—	—	

注：資金不足比率については、算定結果が赤字ではないため、「—」で表示している。

(単位：千円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	資金不足額	事業の規模	資金不足額	事業の規模
法 適 用 企 業				
水 道 事 業 特 別 会 計	0	563,956	0	591,037
国民健康保険成羽病院事業会計	0	1,472,238	0	1,545,527
下 水 道 事 業 特 別 会 計	0	412,315	0	412,511
法 非 適 用 企 業				
地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	0	10,223	0	9,972

当年度においても、資金不足額が生じていないため、該当の数値はない。

いずれも、国の基準範囲内であり、健全であると認められる。